



## 登録教習機関の技能講習業務の廃止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 23 条の 2 に基づき、登録を受けた技能講習業務を廃止したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

#### 1 廃止する登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

##### (1) 登録教習機関の名称

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

##### (2) 住所

東京都江東区亀戸六丁目 41 番 20 号

##### (3) 代表者の氏名

会長 野澤 英児

##### (4) 主たる事務所

① 名称 茨城事務所

② 住所 茨城県土浦市中荒川沖町 2-6 ツインビル 3 階

#### 2 廃止する技能講習

(1) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習

(3) 玉掛け技能講習

(4) ボイラー取扱技能講習

#### 3 登録番号

第 7-1 号、第 7-2 号、第 7-5 号及び第 7-6 号

#### 4 廃止する年月日

令和 8 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 17 日

茨城労働局長

